

新型コロナワクチン「もったいない登録」 登録者（第2弾）の募集

貴重なコロナワクチンの無駄を防ぐことを目的に、キャンセル等により、予約の空きが発生した場合に、すぐにワクチン接種可能な方を確保するため、新型コロナワクチン「もったいない登録」の登録者（第2弾）を募集します。

《 登録の際にご理解いただきたい事項 》

- ・町内のワクチン接種が可能な個人診療所等で、キャンセル等により予約の空きが発生した場合に、登録者に電話でご案内します。
- ・ご案内した日時にワクチン接種ができない時は、次の登録者にご案内します。
- ・個人診療所や日時を選択することができません。
- ・いつご案内できるか等のお約束もできません。
- ・予約の空き状況等により、ご案内できないことがあります。

募 集 期 間

- ・令和3年6月1日（火）～6月25日（金）
 - ・登録者が100名になり次第、締め切りとします。
- ※令和3年6月10日の予約キャンセル分からのご案内となります。

対 象 者

- ・50歳から64歳までの岩内町民で、基礎疾患がなく、まだワクチン接種券が届いていない方。
- ・登録済みでも、ワクチン接種券が届いた方は、もったいない登録が自動的に取り消しとなります。

登 録 方 法

- ・岩内町コールセンター67-8911へ電話 または 役場9番窓口へ来庁
- ・氏名、生年月日、電話番号をお知らせください。

登録後の流れ

1. キャンセル等により、予約の空きが発生
2. 岩内町コールセンターから、登録者に電話し、ご都合をお伺いします。
※発熱がある場合や体調が悪い場合などは、ワクチン接種することができません。
3. ①2回目（3週間後）の予約日時をお知らせします。
②ワクチン接種券をお渡ししますので、個人診療所に行く前に、役場9番窓口へお越しください。
③ご案内した診療所でワクチン接種を受けます。
※持ち物：ワクチン接種券、予診票、本人確認書類（健康保険証や運転免許証など）

《 お問い合わせ 》

岩内町コールセンター 電話67-8911 または 岩内町役場9番窓口